

(資料10)

保育所の公設民営計画(貸与・委託方式)

平成13年8月末日現在

No	都道府県市	市町村	建物所有者	貸与・委託先等	貸与・委託前の建物	財産処分/使用許可の別	貸与・委託年	特記事項
1	北海道	伊達市	伊達市	社会福祉法人	公民館		平成14年	貸与
2	千葉県	市川市	市川市	社会福祉法人	保育所		平成14年	運営委託
3	千葉県	市川市	市川市	社会福祉法人	保育所		平成14年	貸与
4	千葉県	市川市	市川市	未定	保育所		平成15年	運営委託
5	千葉県	市川市	市川市	未定	保育所		平成16年	運営委託
6	千葉県	横芝町	横芝町	財団法人	保育所		平成15年	運営委託
7	千葉県	船橋市	船橋市	社会福祉法人	保育所		平成15年	運営委託
8	千葉県	野田市	野田市	未定	保育所		平成15年	運営委託
9	東京都	新宿区	新宿区	社会福祉法人	保育所		平成15年	運営委託
10	東京都	江東区	江東区	社会福祉法人	新設		平成14年	運営委託
11	東京都	江東区	江東区	社会福祉法人	新設		平成14年	運営委託
12	東京都	杉並区	杉並区	未定	保育所		平成15年(予定)	運営委託
13	東京都	板橋区	板橋区	社会福祉法人	郷土展示場		平成14年	運営委託
14	東京都	江戸川区	江戸川区	社会福祉法人	新設		平成14年	貸与
15	東京都	江戸川区	江戸川区	社会福祉法人	新設		平成14年	貸与
16	東京都	調布市	調布市	未定	新設		平成15年	運営委託
17	東京都	三鷹市	三鷹市	未定	新設		平成14年	運営委託
18	東京都	東大和市	東京都	社会福祉法人	保育所		平成14年	運営委託
19	新潟県	六日町	六日町	社会福祉法人	新設		平成14年	運営委託
20	静岡県	伊東市	伊東市	社会福祉法人	新設		平成14年	運営委託
21	静岡県	清水町	清水町	未定	保育所(改築予定)		平成15年	運営方式を検討中
22	静岡県	清水町	清水町	未定	保育所(改築予定)		平成16年	運営方式を検討中
23	愛知県	瀬戸市	瀬戸市	未定	保育所		平成15年	運営委託
24	愛知県	瀬戸市	瀬戸市	未定	保育所		平成15年	運営委託
25	愛知県	瀬戸市	瀬戸市	未定	保育所		平成15年	運営委託
26	愛知県	尾張旭市	尾張旭市	社会福祉法人	老人いこいの家		平成13年	貸与
27	愛知県	西春町	西春町	未定	新設(役場内に創設)		平成18年頃	運営委託
28	高知県	南国市	南国市	社会福祉法人	保育所		平成16年	貸与
29	長崎県	佐世保市	佐世保市	未定	保育所		平成14年	運営委託
30	長崎県	佐世保市	佐世保市	未定	保育所		平成14年	運営委託
31	長崎県	佐世保市	佐世保市	未定	保育所		平成14年	運営委託
32	長崎県	西海町	西海町	社会福祉法人	保育所		平成15年	運営委託
33	鹿児島県	大隅町	大隅町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成14年	貸与
34	鹿児島県	大隅町	大隅町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成14年	貸与
35	鹿児島県	大隅町	大隅町	社会福祉法人	保育所	財産処分	平成15年	貸与
36	鹿児島県	宮之城町	宮之城町	社会福祉法人	保育所		平成14年	運営委託
37	鹿児島県	佐多町	佐多町	社会福祉法人	保育所		平成14年	運営委託
38	沖縄県	那覇市	那覇市	社会福祉法人	保育所		平成14年	運営委託
39	札幌市	札幌市	札幌市	未定	新設		平成16年	運営委託
40	横浜市	横浜市	横浜市	社会福祉法人	コミュニティーセンター		平成14年	運営委託
41	横浜市	横浜市	横浜市	社会福祉法人	上大岡駅前再開発ビル4階		平成16年	運営委託
42	横浜市	横浜市	横浜市	社会福祉法人	新杉田駅前再開発ビル4・5階		平成16年	運営委託
43	川崎市	川崎市	川崎市	社会福祉法人	保育所		平成14年	運営委託
44	横須賀市	横須賀市	横須賀市	株式会社等	保育所	財産処分	平成14年	運営委託
45	豊田市	豊田市	豊田市	未定	保育所(市単整備)		平成15年	土地・建物の貸与

(資料11)

公有財産活用事例集の作成について

児童福祉法改正により、公有財産を活用した保育所設置について規定されたところ。国として、地方公共団体の取組に対する技術的支援の一環として、公有財産を活用して保育所を設置している事例を調査し、14年3月までに事例集としてとりまとめ、情報提供する予定である。

1. 項目(案)

- ① 事業内容の概要
- ② 工夫・配慮
- ③ 具体的な手続き、経緯、経費
- ④ 効果、問題点
- ⑤ 今後の展望 等

2. 事例(調整中)

- ・ 東京都練馬区
- ・ 東京都墨田区
- ・ 東京都世田谷区
- ・ 千葉県船橋市
- ・ 大阪府池田市
- ・ 大阪府豊中市
- ・ 奈良県大和郡山市

(資料12)

保育所設置運営に当たって公有財産を活用する場合の取扱いについて
(Q & A)

問1 保育所設置に活用できる公有財産とはどのような財産ですか。

答 学校、行政庁舎、公民館、公営住宅等公有施設の余裕スペース、公有地の活用が考えられる。なお、学校の余裕教室の活用については、社会福祉施設等施設・設備整備費における「余裕教室活用促進事業」及び「余裕教室を活用した社会福祉施設への改築整備の促進について(平成11年3月24日社援第709号)」により、市町村に対して施設整備費(上限3000万円)、設備整備費(上限650万円)が国から定額補助されます。

また、i-子育てネット(<http://www.i-kosodate.net/special/index.html> 参照)において余裕教室の保育所への活用事例が紹介されています。また、文部科学省からも「余裕教室は夢のスペースQ & A第二次改訂-余裕教室の一層の活用のために-」が配布されています。

問2 公有財産の活用方法の具体的手続を教えてください。

答 公有施設について、行政財産の場合は業務委託、普通財産の場合は貸与することが可能です。行政財産については、目的外使用許可という手続をとることも可能です。

公有地についても、行政財産の土地の場合は目的外使用許可、普通財産の土地の場合は貸与することが可能とされています。

問3 公有施設を用いて業務委託した場合、貸与した場合について、児童福祉法上の最低基準遵守義務を負うのはどちらですか。

答 業務委託の場合、市町村が児童福祉法上の設置主体となり最低基準遵守義務を負い、貸与の場合は、貸与先である民間が設置主体となり最低基準遵守義務を負います。

問4 地方公共団体が、公有施設を用いて業務委託又は貸与するに際して、設備運営に係る最低基準の上乗せ補助・規制を見直すことは、最低基準第4条第2項の趣旨に反しますか。

答 待機児童が多くなっているなど、保育の実施に係る供給を拡大する必要がある場合には、最低基準を超えて設定している水準が相対的に低下するとしても、保育需要に的確に対応するための判断であり、最低基準第4条第2項の趣旨に反するものではありません。認可外保育施設に依存しない保育体制を構築するに当たっては、供給増の制約となっている不合理な助成・規制を行うべきではありません。

問5 公有施設を用いて業務委託した場合、貸与した場合について、保育所運営費に係る民間施設給与等改善費の支弁はどうなりますか。

答 業務委託の場合は設置主体が市町村であるため支弁されませんが、貸与の場合は設置主体が貸与先の民間となるため支弁されます。

問6 公有施設を用いて業務委託した場合、貸与した場合について、新設又は改修時に社会福祉施設整備費に係る助成は行われますか。起債は可能ですか。

答 業務委託の場合は、設置者である地方公共団体に整備費助成がなされます。また、これまで、貸与を前提とした施設整備について助成されなかったところ、平成13年度第一次補正予算以降、既設社会福祉法人、民法法人への貸与の場合にあっても所有者である地方公共団体に助成されることとなりました。

これまで、保育所に係る公有地は起債対象となっていませんでしたが、対象に追加されることになり、

また、今般、上記貸与に係る施設整備について起債対象とすることになり、総務省より「社会福祉施設に係る用地の取得・貸付に係る地方債措置について」の一部改正について（平成13年12月17日総財調第50号・総財地第307号）が通知されたところで、別添参照。

問7 公営住宅等公有施設を新築又は改修し、民間事業者がその一部について区部所有権等を取得して保育所を設置する場合、社会福祉施設整備費に係る助成はどのようなになるのですか。

答 社会福祉法人が既存建物を買収し、公有地を賃借・取得して保育所を設置する場合、当該買収費用が助成されます。(交付要綱第2の7(2)かっこ書き参照)

問8 公有財産を用いて業務委託した場合、貸与した場合について、地方自治法第244条の2第1項に基づく条例制定は必要ですか。

答 業務委託の場合は、その施設は「公の施設」であることから、条例制定が必要です。普通財産として貸与する場合は条例制定は不要です。

問9 社会福祉施設整備費助成がなされ、また起債措置がなされた公有施設について、行政財産から普通財産に転換する場合、助成金、起債の取扱はどうなりますか。

答 別添参照。

なお、起債の取扱は国庫補助金/負担金の扱いに倣うこととしている例が多いと承知していますが、具体的には、起債引受先との取り決め内容を確認して下さい。

問10 公有施設を用いて業務委託した場合、貸与した場合について、委託先、貸与先は、地方自治法第234条により、入札により選定すべきですか。

また、選定に当たっては外部の者を含む選定委員会を設けるべきですか。

答 選定に当たっては、価格のみならず、運営の水準、能力等を総合的に勘案する必要があることに鑑み、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令第167条の10の2)や随意契約等が可能とされています。

選定委員会を設けるか否かは各地方公共団体が判断すべきですが、選定に当たり、公平、透明な手続きを採用し、地域の理解を得るよう努めることが望ましいと考えます。

なお、14年度から第三者評価システムの導入を検討していますが、選定前又は選

定後に実施主体の適格性を判断するに当たってこれを活用することも考えられます。

問11 保育所のための公有地取得について地方債措置は可能ですか。

答 社会福祉施設設置のために、民有地や土地開発公社等が有する土地を市町村が取得し、社会福祉法人に貸与する場合の起債措置について「社会福祉施設に係る用地の取得・貸付に係る地方債措置について」(平成12年4月21日自治地第91号・自治調第37号)に定められている。

これまで、保育所に係る公有地は起債対象となっていませんでしたが、対象に追加されることになり、総務省より「社会福祉施設に係る用地の取得・貸付に係る地方債措置について」の一部改正について」(平成13年12月17日総財調第50号・総財地第307号)が通知されたところです。

問12 保育所の設置運営主体の変更に際しては、保育の実施の解除決定を経て再度保育の実施決定を行う必要があるのですか。

答 保育の実施の解除とは、現在保育所において保育をしている児童に対して今後保育所における保育を行わないとする場合を意味し、設置運営主体の変更はこれに当たりません。このため、再度保育の実施決定を行う必要はありません。

問13 余裕教室を活用して保育所を設置する場合、当該学校の調理室を保育所の調理室と兼ねることはできますか。

答 本園、分園のいずれの場合でも、兼ねることができます。



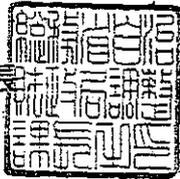
別添



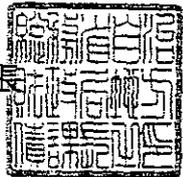
総財調第50号
総財地第307号
平成13年12月17日

各都道府県総務部長 } 殿
各指定都市財政局長 }

総務省自治財政局調整課長



総務省自治財政局地方債課長



「社会福祉施設に係る用地の取得・貸付に係る地方債措置について(通知)」
の一部改正について

社会福祉施設に係る用地の取得・貸付に係る地方債措置については、「社会福祉施設に係る用地の取得・貸付に係る地方債措置について(通知)」(平成12年4月21日自治地第91号・自治調第37号自治省財政局地方債課長、自治省財政局調整室長連名通知)により実施しているところであるが、今般下記のとおり事業内容の一部を変更することとしたので通知します。

なお、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いします。

記

「社会福祉施設に係る用地の取得・貸付に係る地方債措置について(通知)」(平成12年4月21日自治地第91号・自治調第37号自治省財政局地方債課長、自治省財政局調整室長連名通知)の一部を次のように改正する。

題名中「貸付」を「貸付等」に改める。

本文中「同様の」を削る。

「2 対象用地」を「2 対象用地等」に改め、「社会福祉法人」の次に「(保育所にあつては民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人を含む。)」を、「用地」の次に「(保育所にあつては施設の整備を含む。)」を加える。

「2 対象用地」(4)中「～(3)」を「～(4)」に改め、同号を(7)とし、(3)の次に次の3号を加える。

(4) ケアハウス(介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の都道府県知事の指定を受けて特定施設入所者生活介護を提供するものに限る。)

(5) 痴呆性高齢者グループホーム(介護保険法第41条第1項の都道府県知事の指定を受けて痴呆対応型共同生活介護を提供するものに限る。)

(6) 保育所

「3 地方債措置」中「90%とする」の次に「(ただし、保育所の施設については社会福祉施設整備事業債の対象とし、充当率を都道府県及び指定都市にあつてはおおむね75%、市町村にあつてはおおむね80%とする)」を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>各都道府県総務部長 各指定都市財政局長 殿</p> <p>自治地第91号 自治調第37号 平成12年4月21日</p> <p>自治省財政局地方債課長 自治省財政局調整室長</p> <p>社会福祉施設に係る用地の取得・貸付等に係る地方債措置について（通知）</p> <p>標記については、平成10年6月24日付自治地第116号、自治調第71号自治省財政局地方債課長、自治省財政局調整室長連名通知により実施されてきたところであるが、引き続き、平成12年度及び平成13年度においても下記のとおり措置を講じることとしたので通知します。</p> <p>なお、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1 対象地域 本事業は、原則として、平成7年国勢調査の「人口集中地区」が設定されている市町村を対象とする。</p> <p>2 対象用地等 本事業は、次に掲げる施設を設置運営する社会福祉法人（<u>保育所にあっては民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人を含む。</u>）に貸し付ける目的で取得する当該施設に</p>	<p>各都道府県総務部長 各指定都市財政局長 殿</p> <p>自治地第91号 自治調第37号 平成12年4月21日</p> <p>自治省財政局地方債課長 自治省財政局調整室長</p> <p>社会福祉施設に係る用地の取得・貸付に係る地方債措置について（通知）</p> <p>標記については、平成10年6月24日付自治地第116号、自治調第71号自治省財政局地方債課長、自治省財政局調整室長連名通知により実施されてきたところであるが、引き続き、平成12年度及び平成13年度においても下記のとおり同様の措置を講じることとしたので通知します。</p> <p>なお、貴都道府県内の市町村にも周知されるようお願いいたします。</p> <p>記</p> <p>1 対象地域 本事業は、原則として、平成7年国勢調査の「人口集中地区」が設定されている市町村を対象とする。</p> <p>2 対象用地 本事業は、次に掲げる施設を設置運営する社会福祉法人に貸し付ける目的で取得する当該施設に係る用地を対象とする。</p>

係る用地（保育所にあっては施設の整備を含む。）を対象とする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 身体障害者療護施設
- (3) 知的障害者更生施設（入所）
- (4) ケアハウス（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条

第1項の都道府県知事の指定を受けて特定施設入所者生活介護を提供するものに限る。）

- (5) 痴呆性高齢者グループホーム（介護保険法第41条第1項の都道府県知事の指定を受けて痴呆対応型共同生活介護を提供するものに限る。）

(6) 保育所

(7) (1)～(4)の施設に、デイサービスセンター、ショートステイを併設する場合、及び(1)の施設に在宅介護支援センターを、(2)の施設に身体障害者通所授産施設を、(3)の施設に知的障害者授産施設（通所）を併設する場合は、これらの施設を含む。

3 地方債措置

本事業については、一般単独事業債の一般事業の対象とし、充当率をおおむね90%とする（保育所の施設については社会福祉施設整備事業債の対象とし、充当率を都道府県及び政令指定都市にあってはおおむね75%、市町村にあってはおおむね80%とする。）。

4 留意事項

本事業により取得する用地は、原則として当該年度又は翌年度に施設整備に着工する予定があるものを対象とするので、施設整備における国庫負担事業の採択見込み等に留意すること。

5 実施期間

本事業は、平成12年度及び平成13年度の2年間の措置とする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 身体障害者療護施設
- (3) 知的障害者更生施設（入所）

(4) (1)～(3)の施設に、デイサービスセンター、ショートステイを併設する場合、及び(1)の施設に在宅介護支援センターを、(2)の施設に身体障害者通所授産施設を、(3)の施設に知的障害者授産施設（通所）を併設する場合は、これらの施設を含む。

3 地方債措置

本事業については、一般単独事業債の一般事業の対象とし、充当率をおおむね90%とする。

4 留意事項

本事業により取得する用地は、原則として当該年度又は翌年度に施設整備に着工する予定があるものを対象とするので、施設整備における国庫負担事業の採択見込み等に留意すること。

5 実施期間

本事業は、平成12年度及び平成13年度の2年間の措置とする。

別添

公有財産を活用した保育所設置に伴う財産処分的一般的な手続について

転用・貸与・譲渡前の施設	転用・貸与・譲渡後の施設	処分方法	財産処分手続	財産処分に伴う補助金等返還の有無	
公立学校余裕教室	公立保育所	転用	報告(経過年数10年以上)	なし	
		無償貸与	承認申請(経過年数10年未満)	原則、あり	
	社会福祉法人立保育所	無償貸与	承認申請	なし(経過年数10年以上・期間限定)	
		無償譲渡	承認申請	原則、あり(経過年数10年未満又は期間限定なし)	
		有償貸与・譲渡	承認申請	あり	
		無償貸与	承認申請	なし(経過年数10年以上・期間限定)	
	学校法人立保育所	無償貸与	承認申請	なし(経過年数10年未満又は期間限定なし)	
		無償譲渡	承認申請	原則、あり	
		有償貸与・譲渡	承認申請	あり	
		無償貸与	承認申請	なし	
公立保育所	公立保育所	転用	報告(経過年数10年以上)	なし	
		承認申請(経過年数10年未満)	原則、あり (国庫補助目的の達成状況等により、「なし」の場合もある)		
	社会福祉法人、財団法人、社団法人立保育所	無償貸与・譲渡	承認申請	原則、あり (国庫補助目的の達成状況等により、「なし」の場合もある)	
		有償貸与・譲渡	承認申請	あり	
		無償貸与・譲渡	承認申請	あり	
		有償貸与・譲渡	承認申請	あり	
	上記以外の保育所	無償貸与・譲渡	報告	なし	
		有償貸与・譲渡	承認申請	あり	
		無償貸与・譲渡	承認申請	なし	
		有償貸与・譲渡	承認申請	あり	
公立保育所	社会福祉法人立保育所	無償貸与・譲渡	承認申請	なし	
		有償貸与・譲渡	承認申請	あり	
	財団法人、社団法人立保育所	無償貸与・譲渡	承認申請	なし	
		有償貸与・譲渡	承認申請	あり	
上記以外の保育所	無償貸与・譲渡	承認申請	あり		
	有償貸与・譲渡	承認申請	あり		

※上記は、財産処分的一般的な手続を示したものであり、補助金等の返還の有無については案件によっては異なる場合がある。

(資料13)

保育所設置運営に当たってPFI方式を活用する場合の取扱いについて (Q & A)

1. PFIとは

PFIとは限られた財産・資金でより効率的・効果的に社会資本を整備することを目的として、公共事業の分野に、民間事業者の持つ技術・経営・資金調達等の能力を活用し、効率的で質の高い公共サービスの提供を図る新しい事業方式である。

改革工程表、改革先行プログラム（平成13年7月6日）等に基づき、保育所整備について、この事業方式による整備を進めることとしている。

2. 我が国におけるPFIの導入の経緯

平成11年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が施行され、平成12年3月には「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の事業の実施に関する基本方針」（基本方針）が制定された。

また、内閣府に設置されているPFI推進委員会より、平成13年1月には、国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業の実施に関する一連の手続きについて、その流れを概説すると共に、それぞれの手続きにおける留意点を示したものとして、「ガイドライン（プロセス、リスク分担）」が公表され、平成13年7月には、VFM（バリュー・フォー・マネー）のガイドラインが示されている。

平成13年には、法改正が行われ、PFI事業を一層促進するため、PFI事業の用に供する等のため国又は地方公共団体の行政財産を事業者に貸し付けることができることとされ、またPFI法上の「公共施設等の管理者等」の範囲が拡大された。

3. PFIの目標

PFIの目標としては、以下が挙げられる。

○官・民の適切な役割分担

PFIにおいては官と民で適切に分担する。いわゆる第三セクターの抱える諸課題等を考慮の上立法された経緯もふまえ、PFI契約において、事業に伴う諸リスクの分担を明確にすることが求められる。

○事業機会の拡大

民間事業者が従来のように請負業者という立場から、施設の設計から建設、運営に至るまで長期間の工程に関与することになるなど、民間事業者にとって、従来、官が行ってきた分野へ参入する可能性が広がることが求められる。

○民間資金、民間活力の活用

民間の経営能力や資金の活用により、公共側の財政支出の軽減が求められる。また、質の高い公共サービスの実現あるいは質の高い社会資本整備の促進が求められる。

4. 事業の実施手続

保育所に係るPFI事業については、他の公営住宅、学校等との合築など一定規模の事業の際に採用される場合が多いと想定されることから、具体的には様々な手続きのパターンが考えられるが、以下に一つの例を示す。

実施方針の公表	自治体が「〇〇市における保育所、公営住宅設置運営事業」といった具体的案件を実施方針として公表。 上記実施方針の中で、民間事業者が効率的に行うことのできる部分について、PFI事業により実施する「特定事業」として選定して明示。
↓	
民間事業者の募集・評価・選定・公表	透明性、経済性等を担保した手続により選定。事業者は自治体が行うよりもどの程度効率的に行うことが可能かを提示し、自治体はこれらに基づき選定。
↓	
自治体・民間の間で協定等締結	自治体と自治体により選定された民間事業者間の権利義務等についての具体・明確な取り決め、リスク分担、契約解除等に係る規定を協定に盛り込む。
↓	
民間が設計・建設	PFI事業者が建物を設計・建設。
↓	
自治体を買取 (国庫補助あり)	建物整備後直ちに自治体がかこれを買取り、所有権移転。
↓	
自治体が民間へ貸与、 民間が自治体へ賃料支払	自治体がPFI事業者に貸与。(BTO方式)

[関係通知等]

- ・「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示）

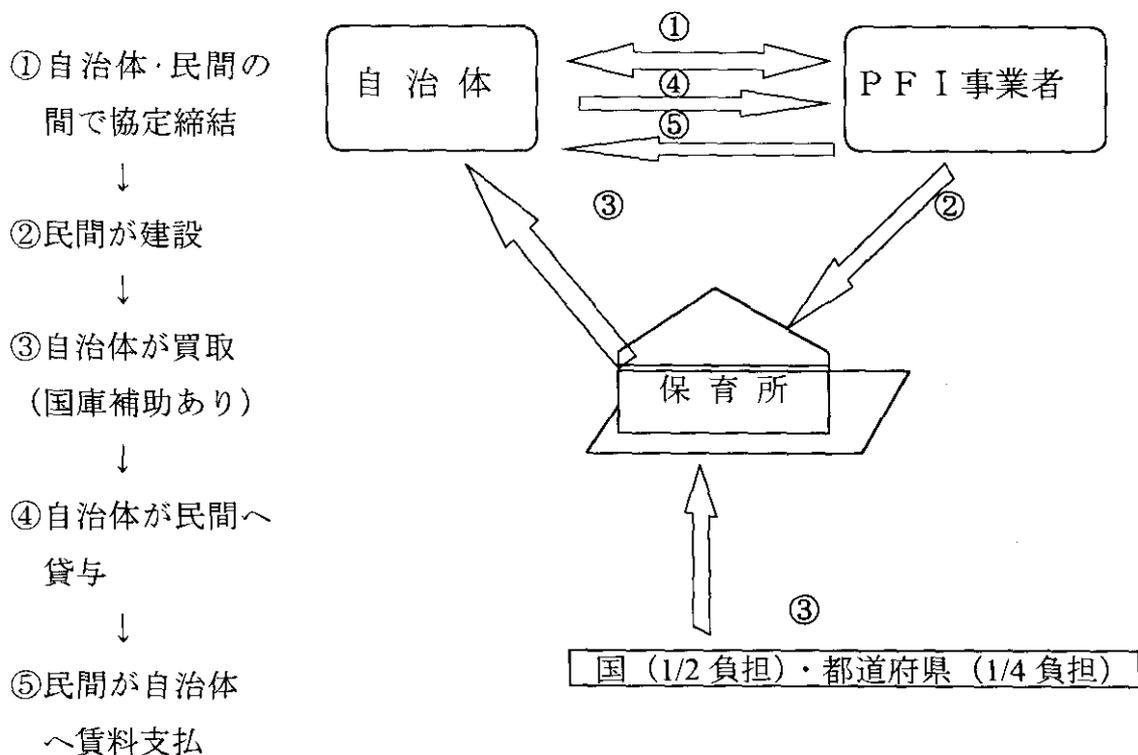
- ・「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン（平成13年1月22日内閣府民間資金等活用事業推進室）」
- ・「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン（平成13年1月22日内閣府民間資金等活用事業推進室）」
- ・「VFM(Value For Money)に関するガイドライン（平成13年7月27日内閣府民間資金等活用事業推進室）」
- ・「地方公共団体におけるPFI事業について（平成12年3月29日自治画第67号）」
- ・「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日自治調第25号）

※これらについては内閣府HP（<http://www8.cao.go.jp/pfi>）にて公開されている。

5. Q&A

問1 PFIのうち社会福祉施設等施設・設備整備費の助成対象となる方式はどのような方式ですか。

答 地方自治体と協定を結んだPFI事業者が、資金調達、施設建設を行った後、直ちに地方自治体に施設を買取ってもらい、施設の貸与を受けて事業を行う場合（PFI・BTO（Build・Transfer・Operation）方式）について、当該買取費用が助成されます。



問2 BT方式等BTO方式以外でも助成が行われるのですか。

答 原則としてBTO方式に対して助成することを想定しています。保育所に係るPFI事業については、公営住宅、学校等との合築などの際に採用される場合が多くなると想定していますが、個々のプロジェクトの事情に応じてできる限り弾力的に対応したいと考えています。BT方式（PFI事業者が設計・建設して、自治体が、買取った施設を用いて市町村直営又は他の主体へ業務委託して保育サービスを提供するといった方式）等BTO方式以外の方式の採用を検討する場合にあっては、厚生労働省まで相談されたい。

（参考）PFIの各事業方式について

計画策定	施設所有	資金調達	設計	建設	維持管理	運営	事業方式	
公共	公共	公共	公共	公共	公共	公共	公設公営	
公共	公共	公共	公共	公共	民間	民間	公設民営	
公共	公共	民間	民間	民間	民間	民間	BTO	PFI/ PFI的 方式
公共	民間	民間	民間	民間	公共	公共	BT	
公共	民間	民間	民間	民間	民間	民間	BOT	
公共	民間	民間	民間	民間	民間	民間	BOO	
民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間	民間事業	

※ BTO方式について整備費補助を行うこととしている。

問3 社会福祉法人はPFI事業者に出資加入できますか。

答 設計、建設、業務について特定目的会社が構成されて、当該会社がPFI選定事業者となる事例が多いが、この場合、当該特定目的会社に対し社会福祉法人が出資し、加入することはできない、と考えています。

問4 公有地をPFI選定事業者に貸与しようとする場合に、公有地取得に係る起債は認められますか。

答 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について」（平成12年3月29日自治調第25号）により、認められています。

(資料14)

P F I 法の改正について (要点)

- 1 PFI 事業に係る行政財産の貸し付けの取扱いについて
- 2 PFI 法上の「公共施設等の管理者」の範囲の拡大について

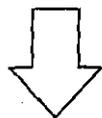
1-① 合築（一棟の建物の区分所有）について

- PFI事業とPFI事業以外の他の事業との施設の合築（一棟の建物の区分所有）を行う場合、一定の条件の下、PFI事業者に対し行政財産（国有・公有）である土地を貸し付けることができることとする。
- これにより、PFI事業とPFI事業以外の他の事業（民間収益施設等の付帯的施設）との合築が可能となり、民間事業者の事業機会の拡大、行政財産の有効活用、さらには当該PFI事業の効用の拡大等に資することとなる。

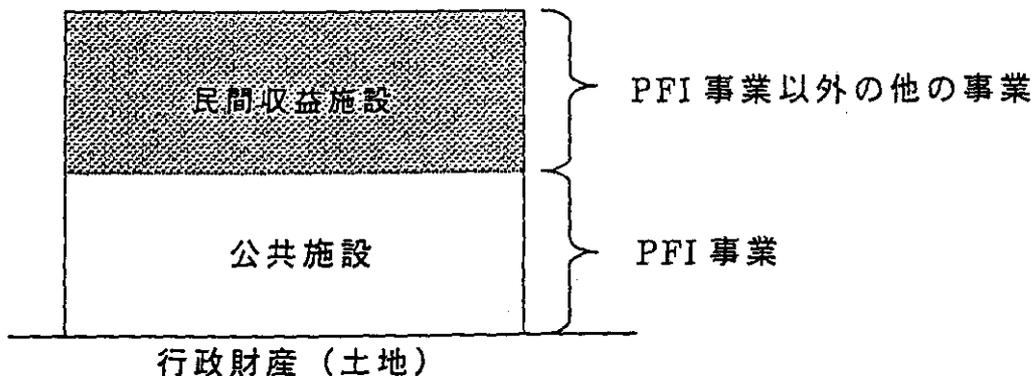
（イメージ図）

【従来】

PFI事業者が行うPFI事業以外の他の施設との合築 ⇒ ×



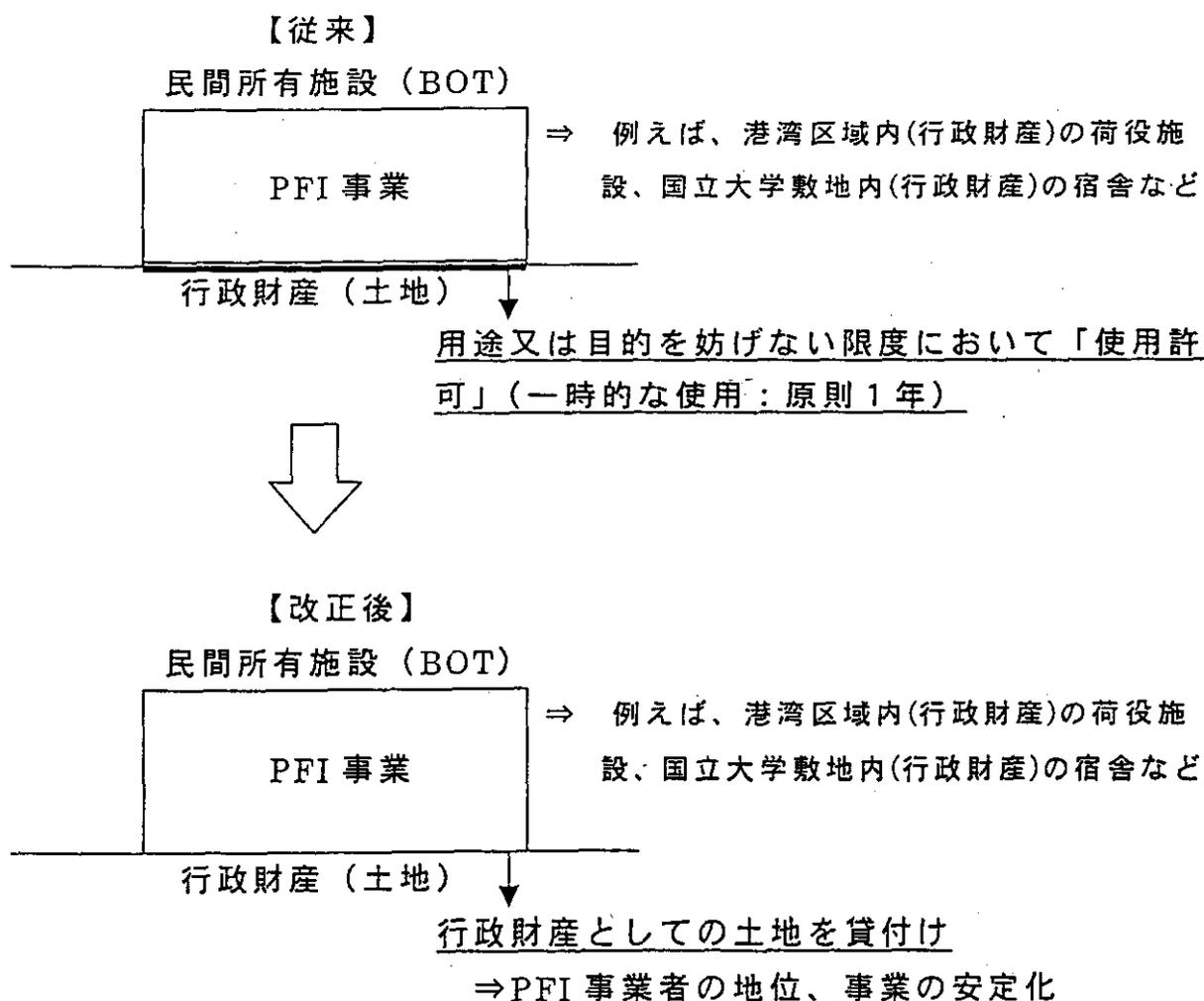
【改正後】



1-② 行政財産の貸し付けについて

- PFI事業の用に供するため、PFI事業者に対し、行政財産の貸し付けを行うことができることとする。
- これにより、PFI事業者がPFI事業の実施のため土地、建物等を利用するに当たり、一時的な使用を認められていたという立場（使用許可：原則1年）から、賃借権等の設定を行うことが可能となり、土地、建物等の利用に関し、その位置付けの明確化や長期間にわたる安定的な事業の継続に資することとなる。

(イメージ図)



2 公共施設等の管理者の範囲の拡大について

- 第2条第3項第1号の公共施設等の管理者に衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長を加え、当該機関の長が管理する公共施設等の整備等へのPFI法の適用を可能とする。

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）
（平成11年7月30日 法律第117号）

（参照条文抜粋）

第2条（定義）

- 3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
- 一 公共施設等の管理者である大臣又は特定事業を所管する大臣
 - 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
 - 三 公共施設等の整備等を行う特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。）

第12条（国有財産の無償使用等）

- 1 国は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する国有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。
- 2 地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供する間、公有財産（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。）を無償又は時価より低い対価で選定事業者を使用させることができる。